

【新計画の体系案】

基本理念	目標	主要施策
<p>地域共生社会を目指し、みんなの「思い」を紡ぐまち ほこた</p>	<p>① 「男女(ひと)」と「意識」をつむぐ</p>	<p>(1) 男女共同参画意識の醸成</p>
	<p>② 「男女(ひと)」と「社会」をつむぐ</p>	<p>(2) 男女間のあらゆる暴力の防止と被害者の保護</p>
	<p>(1) 地域生活における男女共同参画の推進</p>	<p>(2) 学校生活における男女共同参画の推進</p>
	<p>(3) 家庭生活における男女共同参画の推進</p>	<p>(4) 防災分野における男女共同参画の推進</p>
	<p>(4) 子育て・介護支援における男女共同参画の推進</p>	<p>(5) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進</p>
	<p>(5) 子育て・介護支援における男女共同参画の推進</p>	<p>(6) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進</p>
	<p>(6) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進</p>	<p>(1) 男女にかかわらず差別や格差の無い働き方の推進</p>
	<p>③ 「男女(ひと)」と「働き方」をつむぐ</p>	<p>(2) 農林漁業・自営業における男女共同参画の推進</p>
	<p>(1) 男女にかかわらず差別や格差の無い働き方の推進</p>	<p>(3) ワーク・ライフ・バランスの推進</p>
	<p>(2) 農林漁業・自営業における男女共同参画の推進</p>	<p>(3) ワーク・ライフ・バランスの推進</p>

① 「男女(ひと)」と「意識」をつむぐ

本市が目指すべき男女共同参画社会の方向性を市民全体で共有するため、さまざまな場や機会をとおして、男女共同参画の視点に立った法律・制度等の周知を行い、意識の醸成を図ります。それにより、ジェンダーに対する理解促進や性別による固定的な役割分担・偏見等に対する意識の解消を図ります。

また、人権を侵害するあらゆる身体的・精神的暴力や犯罪の防止と、被害者保護に向けた体制の整備を推進します。

(1) 男女共同参画意識の醸成

- ・男女共同参画意識の広がりに向けた啓発活動の展開
- ・市の情報発信 等

(2) 男女間のあらゆる暴力の防止と被害者の保護

- ・男女間の暴力に対する意識啓発
- ・身体的暴力のほか、近年増加傾向の SNS 等による精神的暴力にも言及
(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律/H26) 等

② 「男女(ひと)」と「社会」をつむぐ

意識啓発及び各種制度の周知等を継続的に実施し、男女(ひと)が生活するあらゆる場面での男女共同参画を推進する事で、さまざまな分野において責任を分かち合いながら、ともに参画し協力し合う社会の実現を推進します。

(1) 地域生活における男女共同参画の推進

- ・地域活動団体の活動支援
- ・高齢者クラブの活動推進 等

(2) 学校生活における男女共同参画の推進

- ・男女共同参画の視点に立った教育・保育の充実
- ・情報教育
- ・思春期保健
- ・薬物乱用・飲酒・喫煙対策 等

- (3) 家庭生活における男女共同参画の推進
 - ・家庭生活における性的役割分担の解消
 - ・家庭教育学級の充実
 等

- (4) 防災分野における男女共同参画の推進
 - ・地域防災活動における女性活躍の推進
 - ・防災の現場における男女共同参画
 等

- (5) 子育て・介護支援における男女共同参画の推進
 - ・保育・介護を支える人材の育成
 - ・子育て世代包括支援センター(H29 より)
 等

- (6) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
 - ・各審議会への女性の参加の促進
 - ・女性団体等の支援活動
 等

③「男女(ひと)」と「働き方」をつむぐ

男女(ひと)それぞれが、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、意識啓発及び各種制度の周知等を継続的に実施し、多様な働き方を推進します。

また、誰もが職業能力向上の見通しを持ち、個性と能力を発揮できる働き方を推進します。

- (1) 男女にかかわらず差別や格差のない働き方の推進
 - ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律/H27
 - ・男性の育児休暇等、働き方について掲載の検討
 - ・職業能力開発・再就職に対する情報提供・相談
 等

- (2) 農林漁業・自営業における男女共同参画の推進
 - ・農林漁業における女性の労働に対する理解促進
 - ・女性農業士の育成と連携
 等

- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ・(1)(2)を統括したかたちでの働き方
 - ・育児・介護休業取得の推進
 等